

川崎市技能職団体連絡協議会運営補助金交付要綱

(通則)

第1条 川崎市技能職団体連絡協議会運営補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、決定等については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、技能職団体相互間の円滑な連絡調整により、技能者の社会的、経済的地位及び技能の向上を図ることにより、市民の生活に寄与することを目的とする川崎市技能職団体連絡協議会（以下「技連協」という。）に対して、運営に要する経費の一部を補助し、もって技連協の運営に寄与することを目的とする。

(補助金交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、技連協とする。

2 補助金交付対象団体の代表者又は構成員のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいてはならない。

(定義)

第4条 この要綱において補助金とは、技連協が運営する次の事業に対して市が交付するものをいう。

- (1) 技連協の維持、運営に関する事業
- (2) 技連協及び技術・技能の普及、啓発宣伝、調査研究に関する事業
- (3) 技能職団体の連絡調整、育成、普及、啓発宣伝等に関する事業
- (4) その他、技連協の目的達成のために必要な事業

(補助率及び補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する事業の当該年度の総事業費のうち、別表に定める補助対象経費の2分の1以内とし、かつ予算の範囲内とする。

(交付の申請)

第6条 技連協は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業予算書
- (3) 誓約書(第2号様式)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金交付申請書を提出後、その内容を変更し、又は中止しようとする場合は、速やかに市長にその内容を届け出なければならない。

(交付決定及び決定通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときには、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたものについて交付を決定するものとする。

2 市長は前項の規定により補助金の額を決定したときには、補助金交付決定通知書(第3号様式)により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(市内中小企業者への優先発注)

第8条 技連協は、補助金の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者(川崎市補助金等の交付に関する規則(平成13年3月21日規則第7号)第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。)により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上

これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

(事業報告書の提出)

第9条 技連協は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに補助金事業実績報告書(第4号様式)及び次に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業決算書

(3) 発注実績報告書(第5号様式)

(4) 入札(見積り)が行えないことに係る理由書(第6号様式)

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に定める発注実績報告書については、補助対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、前条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 技連協は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書(第7号様式)を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は技連協に対して直近の4月1日以降に記載内容(住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数)に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第4号に定める入札(見積り)が行えないことに係る理由書については、前条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から

見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条による報告を受けた場合、速やかにその内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書（第8号様式）により、技連協に通知するものとする。

2 市長は、技連協に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、返還の命令を受けたときから30日以内とし、期限内に納付されない場合は、未納に係る期間に応じて所定の年利の割合で計算した延滞金を課する。

(補助金の概算払)

第11条 市長は、補助金について必要があると認めるときは、補助事業者の請求により概算払をすることができる。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 事業が補助金交付決定の内容に反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) 市長の付した条件又は指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命

ずるものとする。

(書類等の整備)

第14条 技連協は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなくてはならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了する日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、経済労働局長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費区分

費目	内容
会議費	資料等印刷費、会場設営費等
事業費	事業参加費、事業保険費、印刷費、研修費、講師派遣費、他都市交流会費、 賀詞交換会開催費等
事務局費	事務委託費、通信費、消耗品費等
会場使用費	会場使用料等
旅費	役員旅費等
交付金費	下部組織の活動費

第1号様式

補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

団体の所在地
団体名
代表者氏名
代表者連絡先(電話)

川崎市技能職団体連絡協議会運営補助金交付要綱第6条に基づき次により補助金を受けたいので、次のとおり書類を添えて申請します。

- 1 補助申請額
- 2 事業の目的及び内容
- 3 事業計画書(補助事業等の完了予定日その他補助事業等の遂行に関する計画等の概要等)
- 4 事業予算書(補助事業等の経費の配分及び使用方法の概要等)
- 5 概算払の有無
- 6 概算払理由

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 川 崎 市 長

団体の所在地
団 体 名
代表者氏名
代表者連絡先（電話）

申請者及び申請者の構成員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、交付決定の取消しその他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、貴職において必要と判断した場合には、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に提出することについて、同意します。

[名 簿]

役職	フリガナ 氏名	性別	住所	生年月日

(注1) 氏名には、フリガナを付して下さい。

(注2) 性別は任意記載です。ただし、照会時に性別記載が必要となった場合には教えていただく場合がございます。

補助金交付決定通知書

団体の所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付で申請のあった、川崎市技能職団体連絡協議会運営補助金については、川崎市技能職団体連絡協議会運営補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次の条件を付し、交付を決定します。

年 月 日

川崎市長

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金についても、その全額又は一部について返還を命ずる場合があります。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 事業が補助金交付決定の内容に反したとき。
 - (3) この要綱に違反したとき。
 - (4) 市長の付した条件又は指示に従わなかったとき。
- 3 事業終了後は、要綱第9条の規定に基づき、速やかに報告書を提出してください。
- 4 補助事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに届け出てください。
- 5 その他

第4号様式

補助金事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

団体の所在地
団 体 名
代表者氏名
代表者連絡先 (電話)

年 月 日付けで川崎市技能職団体連絡協議会運営補助金交付要綱第6条に基づき申請
しました事業は、年 月 日に完了しましたので、次の書類を添えて報告します。

- 1 事業報告書 別添のとおり
- 2 事業決算書 別添のとおり
- 3 その他

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 _____

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____

年 月 日 第 号で交付決定された事業について、川崎市技能職団体連絡協議会運営補助金交付要綱第9条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。(単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴取し難い事由がある場合は、入札(見積り)に係る理由書

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業)

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

- 1. 100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約

- 2. 発注先

- 3. 提出する見積書の種類及び数量

市内中小企業者による見積書	通
市内中小企業者以外による見積書	通

(※辞退届を含む。)

- 4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1) 市内中小企業者で取扱いがない
	(2) 2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4) 継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5) 工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6) 上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

(6)の理由を選択した場合、その事由内容

川崎市技能職団体連絡協議会運営補助金交付要綱第8条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

企業・団体名 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

（あて先）

川崎市技能職団体連絡協議会

会長 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

（ふりがな）

代表者職氏名 _____

資本金の額 _____ 円

職員総数 _____ 人

（※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。）

補助金額確定通知書

所在地
団体名
代表者氏名 様

年 月 日付けで実績報告のありました川崎市技能職団体連絡協議会
運営補助金については、次のとおり確定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長名

- 1 交付決定年月日 年 月 日
- 2 交付決定通知番号 川崎市指令 第 号
- 3 交付決定額 円
- 4 確定額 円